さいたま市告示第１７１２号

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第３０条の１１第１項の確認をしたので、同法第５８条の１１の規定により別紙のとおり告示する。

令和８年１１月１０日

さいたま市長　清　水　勇　人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第１項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さ　い　た　ま　市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の20第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）	特記事項
	名称	所在地※				
野崎　優美	はいたっち	さいたま市南区鹿手袋6-8-32-1	令和8年10月1日	認可外保育施設	ー	
酒井　由実	酒井　由実	（省略）	令和8年9月29日	認可外保育施設（居宅訪問型）	ー	